

原案（案）からの主な変更点（西三河北部医療圏保健医療計画）

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
12	第2章 第1節 がん	1 がんの患者数 等 現状欄2番目の○	「○ 『愛知県のがん登録事業』の情報は、全国がん登録が平成28年1月から法制化されたことにより、他の都道府県の情報と共に国立がん研究センターに集約され、国や都道府県のがん対策に活かされています。」を追加した。 【理由】 県計画を参考に文章を追加した。
13	同上	3 医療提供体制 現状欄1番目の○	「…難治性小児がんの治療が行われています。」の後に、「トヨタ記念病院には、小児がん治療を始めとする長期入院の小中学生のために、院内学級が設けられています。豊田市立前山小学校及び豊南中学校を在籍校として、病院の職員との密な連携により、工夫された指導方法のもと教育が受けられるよう配慮されています。（第6章小児医療対策）」を追加した。 【理由】 医療圏内の小児がんに対する取組みについて、より詳細に記載するため、第6章にある記載を再掲した。
13	同上	同上 課題欄2番目の○	「○ 小児がん等により長期の入院治療等を必要とする場合に、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。」を追加した。 【理由】 現状欄に対応する課題を追加した。
14	同上	4 緩和ケア、在宅療養等 課題欄1番目の○	「○ がんと診断されたとき、治療の経過、再発や転移がわかったときなど、様々な場面でのつらさやストレスをやわらげ、患者と家族が自分らしく過ごせるよう、緩和ケアの充実を図る必要があります。」を追加した。 【理由】 内容を見直し適切な文章を追加した。
14	同上	5 相談支援・情報提供 課題欄1番目の○ 課題欄2番目の○	「4 緩和ケア、在宅療養等」の課題欄に記載されていた2項目（「○ がん患者が治療と仕事を…」 「○ 患者数の少ない小児・AYA 世代のがんや…」）を、「5 相談支援・情報提供」に移動した。 【理由】 内容を見直し適切な位置に移動した。
15	同上	今後の方策 15 ページ 1 番 目の○	「教育」と「終末期医療」の間に、「 歯科医による口腔ケア・口腔管理 」を追加した。 【理由】 県計画を参考に語句を追加した。
15	同上	【今後の方策】 最後の○	「○ 小児・AYA 世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。」を追加した。 【理由】 県計画を参考に文章を追加した。
21	第2章 第2節 脳卒中	1 脳血管疾患の 患者数等 現状欄2番目の○	「…脳血管疾患の標準化死亡比は高い傾向にあるものではありません」を、「…脳血管疾患の標準化死亡比は、豊田市の女性でくも膜下出血が、みよし市の女性で脳内出血とくも膜下出血がや

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
			<p>や高い状況です」に修正した。</p> <p>【理由】表 2-2-2「脳血管疾患の標準化死亡比」の表中、100 を超える値に関する表現を修正した。</p>
21	同上	2 予防 現状欄 2 番目の○	<p>「各保険者では特定健康診査・保健指導を実施するとともに、」を、「各保険者では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成 20 年度から特定健康診査を実施しており、危険因子をもつ人を早期に発見し、生活習慣の改善を支援する特定保健指導を実施しています。また、」に修正した。</p> <p>【理由】内容を見直し適切な文章に修正した。</p>
34	第 2 章 第 4 節 糖尿病	1 糖尿病の現状 課題欄 1 番目の○	<p>「『糖尿病が強く疑われる者』の割合は、平成 18 年以降、男女とも有意な変化はなく」を、「『糖尿病が強く疑われる者』の全国推計人数は約 1,000 万人と推計され、平成 9 年以降増加しており」に修正した。</p> <p>【理由】統計に即した表現に見直した。</p>
37	同上	糖尿病 医療連携 体系図の説明 1 番目の○	<p>「特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健診等により、糖尿病の早期発見や糖尿病予備群のリスクを発見し、受診や生活習慣の改善を促します。」の後、「生活習慣の改善を促すとともに、糖尿病受診勧奨対象者には、受診勧奨を行います。」を追加した。</p> <p>【理由】県計画を参考に文章を追加した。</p>
37	同上	同上 2 番目の○	<p>「かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症の予防を促します。」を修正し、以下の下線部を追加した。</p> <p>「かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、同時に眼科、歯科等と連携して病状の変化を観察し、重症化や合併症の予防を促します。」</p> <p>【理由】県計画を参考に文章を追加した。</p>
39	第 2 章 第 5 節 精神	3 医療提供体制 (2) 専門医療体制 課題欄	<p>現状欄 1 番目の○に対応する課題「○ 児童・思春期精神に対応できる専門病床を更に確保していく必要があります」を削除した。</p> <p>【理由】障害福祉課の意見を参考に修正した。</p>
39	同上	同上 現状欄一番下の○	<p>「豊田市保健所では、アルコール家族教室、アルコール家族会を開催し家族の支援を行っています。」を「豊田市保健所では、アルコール家族教室、関係機関の連絡会議、研修会を開催し支援を行っています。」に修正した。</p> <p>【理由】市町村・関係団体からの意見を参考に修正した。</p>
39	同上	同上 課題欄 2 番目の○	<p>「専門治療機関である南豊田病院と一般医療機関が連携する体制が必要です。」を、「アルコール依存症の治療を行う精神科医療機関と一般医療機関が連携する体制が必要です。」に修正し</p>

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
			た。 【理由】 課題欄であるため、より一般的な記載に修正した。
41	同上	今後の方策 1 現状 1 番目の○	以下の下線部を追加した。「各医療機関の 医療機能を明確化しながら 、役割分担や連携を推進していきます。」 【理由】 障害福祉課の意見を参考に修正した。
46	第2章 第6節 歯科	2 歯科医療体制 の充実 (3) 障害児・者への 歯科診療の推進 現状欄3番目の○	以下の下線部を削除した。「…豊田市こども発達センターのぞみ診療所が、障がい者歯科診療センターとなっており、障害児を対象に歯科治療及び歯科保健指導を行っていますが、 <u>成人の重度障害者については、十分に確保されていません</u> 」 【理由】 現状欄であるが事実ではなく判断を記載されているため記載を見直した。
46	同上	同上 課題欄	「成人の重度障害者の歯科保健医療を提供できる拠点の確保が必要です。」を、「 成人の重度障害者の歯科保健医療を提供できる体制づくりが必要です。 」に修正した。 【理由】 市町村・関係団体からの意見を参考に修正した。
58	第4章 災害	2-1 発災時対策 現状欄2番目の○	「 ○ 地域災害医療対策会議は、派遣された医療救護班及びDPATの配置調整を行います。 」を追加した。 【理由】 県計画を参考に文章を追加した。
62	第5章 周産期	2 周産期医療体制 現状欄4番目の○	「精神疾患を有する母体への対応は、総合周産期母子医療センター（当医療圏にはありません）や、必要に応じ4大学病院と連携し対応しています。」を、「 周産期母子医療センターでは多くの施設で外来診療により、精神疾患を有する母体に対応しています。また、必要に応じ入院診療可能な4大学病院と連携を図っています。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
62	同上	2 周産期医療体制 課題欄2番目の○	「精神疾患を有する母体については、総合周産期母子医療センターや大学病院と適切な連携体制を構築する必要があります。」を、「 周産期母子医療センターは、実情に応じて、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制を構築する必要があります。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
63	同上	3 医療機関と保健・福祉機関の連携体制 現状欄2番目の○	「南海トラフ大地震が発生した場合、医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる支援体制が未整備です。」を、「 災害時における周産期医療は、各関係医療機関の連携により周産期の円滑な救急医療活動を支援している愛知県周産期医療情報システムを活用し、連携をとることにしています。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
63	同上	同上 課題欄 2 番目の○	「災害時の支援体制を確立していく必要があります」を、「 災害時には、産科医療機関と、地域周産期母子医療センターや総合周産期母子医療センター等との連携体制を検討していく必要があります 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
63	同上	【今後の方策】 3 番目の○	「 ○ 重症心身障害児が、家庭や地域で安心して生活できるよう医療・福祉・保健機関のネットワーク体制づくりに取り組んでいきます。 」を追加した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
65	同上	周産期医療連携体系図の説明 5 番目の○	「あいち小児医療センターは、平成 28 年 2 月 1 日には救急棟を、平成 28 年 11 月には周産期部門を設置して NICU・GCU を整備し、胎児・新生児の最重篤患者への医療を提供します」を、「 県あいち小児医療センターは、平成 28 年度に周産期部門を設置して NICU・GCU を整備し、出生直後の対応が要求される胎児や最重篤な新生児に対し医療を提供します 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
65	同上	同上 6 番目の○	「県コロニー中央病院は、NICU 等を退院した障害児等のレスパイト入院の受入れ、在宅障害児等の療育支援をしています。」を、「 県コロニー中央病院は、NICU 等を退院した障害児等のレスパイト入院の受入れ及び退院後の障害児等への医療的支援を行っています。医療療育総合センター（仮称）整備後も医療支援部門として、引き続き医療的支援を継続していきます。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。
67 70	第 6 章 小児	1 医療提供状況 (2) 小児救急医療 及び体系図	小児救急体制に関する表現を以下のとおり修正した。 「(小児の) 第 1 次救急医療」⇒「 小児の時間外救急医療施設 」 「第 2 次救命救急医療」⇒「 小児の救命救急医療（2 次医療圏単位） 」 「第 3 次救急医療」⇒「 小児重篤患者の救命救急医療 」 【理由】 県計画を参考に修正した。
68	同上	1 医療提供状況 (4) 医療的ケア児 の支援 現状欄 2 番目の○	「各市では平成 30 年度末までに、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定することとされており、医療的ケア児についての支援策は国の基本指針にあげられています。」を、「『 平成 30 年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが基本 』と国から示されています。」に修正した。 【理由】 国から示されているのは、障害児福祉計画の策定ではなく、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置であるため。

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
68	同上	同上 課題欄3番目の○	「医療的ケア児の支援策として、各市の障害児福祉計画による、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための体制整備が必要です。」を、「 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するといった連携体制の構築が必要です。 」に修正した。 【理由】上記の現状欄の修正と整合性をとるため。
71	第7章 へき地	3 へき地診療所の状況 課題欄1、2番目の○	以下を追加した。 「○ へき地医療を担う医療機関においては、 全診療科的な対応が必要となるため、総合的な診療ができる医師や、在宅医療の提供をはじめとする地域包括ケアシステムを支えることができる医師が求められており、そのような医師の育成、確保を図ることが必要です。 」 「○ へき地医療に従事する医師に対して、 更なる診療技術支援への取り組みが必要です。 」 【理由】県計画を参考に追加した。
71	同上	4 へき地医療拠点病院 課題欄5番目の○	「○ へき地において、 専門医研修等を行うことは、研修等を行う専攻医等だけでなく、研修等を提供するへき地医療拠点病院をはじめとしたへき地医療を担う医療機関においても人的メリットが大きいいため、実施が望まれます。 」を追加した。 【理由】県計画を参考に追加した。
72	同上	今後の課題 4、5番目の○	以下を追加した。 「○ 総合的な診療ができ、かつ地域包括ケアシステムを支えることができる医師の確保のため、へき地医療拠点病院とへき地診療所との連携を強化し、へき地医療を支える医師の育成について検討します。 」 「○ へき地医療拠点病院を中心として、 家族、地域とのつながりの中で患者を支える能力の獲得を目的として、総合医を養成するプログラムの作成を推進します。 」 【理由】県計画を参考に追加した。
80	第9章 病診連携	4 地域医療支援病院 現状欄1番目の○	「当医療圏における病診連携システムの中心となるべき地域医療支援病院はありません。」を、「 平成29年9月に厚生連豊田厚生病院及びトヨタ記念病院が地域支援病院に承認されました。 」に修正した。 【理由】地域医療支援病院に指定されたため。
80	同上	同上 課題欄1番目の○	「当医療圏には、 地域医療支援病院がなく、広範な地域医療の拠点となる地域医療支援病院が求められています。 」を、「 地域医療支援病院と地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。 」に修正した。 【理由】現状欄の修正と整合性をとり修正した。

頁	章節名等	変更箇所	変更内容
83	第10章 高齢者	2 介護保険事業 の状況 現状欄5、6番目の ○	以下を追加した。 「○ 豊田市では、平成28年4月から基幹包括支援センターを豊田地域医療センターの中に移設し、医療と介護の連携を推進しています。」 「○ みよし市では、平成29年4月から地域包括支援センターの1つを市民病院内に併設することにより、医療と介護、福祉のより強い連携を図っています。」 【理由】策定委員からの意見を参考に内容を追加した。
83	同上	2 介護保険事業 の状況 課題欄3番目の○	「地域包括支援センターは、介護予防の中核的機関であり」を、「地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核的機関であり」に修正した。 【理由】県計画を参考に修正した。
84	同上	4 認知症対策 現状欄2番目の○	「認知症は、MCI（軽度認知障害）の内に早期発見し、適切な治療、予防をすることで認知機能の回復や重症化の予防ができます。」を、「認知症の早期診断・早期対応を軸にした、容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供により、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができます。」に修正した。 【理由】県計画を参考に修正した。
85	同上	5 高齢者虐待防止 現状欄1番目の○	「平成18年4月1日に『高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（「高齢者虐待防止法」）が施行されました。県では、市の適切な対応を支援するため、自治体職員を対象に研修会を実施しています。」を、「県では、市が『高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（「高齢者虐待防止法」）に基づき、虐待を受けたあるいは受ける恐れのある高齢者及び養護者へ適切な対応が行えるよう自治体職員を対象に研修会を実施しています。」に修正した。 【理由】県計画を参考に修正した。
86	同上	今後の方策 4番目の○	「認知症高齢者の早期診断・早期対応のための体制（認知症初期集中支援チーム等）を充実させ、認知症の重度化予防を図ります」を、「認知症初期集中支援チームの設置と機能強化を図ることで、認知症の早期診断・早期対応できる体制の整備を進めます。」に修正した。 【理由】高齢福祉課からの指摘を踏まえ表現を見直した。
100	第13章 健康危機	1 健康危機管理 体制の整備 現状欄1番目の○ 現状欄3番目の○	「エボラ患者」を、「ウイルス性出血熱患者」に修正した。 【理由】「エボラ患者発生時対応要領」から「ウイルス性出血熱患者発生時対応要領」への改正による。

以下の変更点については、記載を省略した。

- ・統計時点更新に伴う年や数値の修正
- ・表現の見直しに伴う微修正
- ・表記統一に伴う修正（例：当保健所→衣浦東部保健所、県民→地域住民 等）
- ・用語の解説における修正 等